

令和2年出水期に向けた
大規模氾濫減災協議会の取組について

「水防災意識社会」の再構築

- 平成27年9月関東・東北豪雨を契機に「施設では防ぎきれない水災害は必ず発生する」との考えの下、社会全体で水災害に備える「水防災意識社会」を再構築する取組を開始。
- 平成30年7月豪雨等、近年の災害での課題も踏まえ、対策を充実し取組を加速化。

<ソフト対策>・住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民主体のソフト対策」へ転換し、個人の防災計画の作成や認識しやすい防災情報の発信方法の充実を重点的に実施。

<ハード対策>・複合的な水災害も含めて被害の発生を未然に防ぐ「事前防災ハード対策」や、緊急的な退避場所の確保などの「避難確保ハード対策」を充実。

主な対策

各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる大規模氾濫減災協議会等の場を活用して減災のための目標を共有し、多層的なハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

事前防災ハード対策

洪水氾濫、内水氾濫、土石流等が複合的に発生する水災害へのハード対策や、氾濫水の早期排水等の社会経済被害を最小化するハード対策の充実

- 気候変動の影響による豪雨の増加も踏まえ、事前の防災対策を推進
- 社会経済被害を最小化する対策の推進
- 複合的に発生する水災害へのハード対策

避難確保ハード対策

災害が発生した場合でも、緊急的に退避できる場所の確保や避難路等が被災するまでの時間を少しでも引き延ばすハード対策の充実

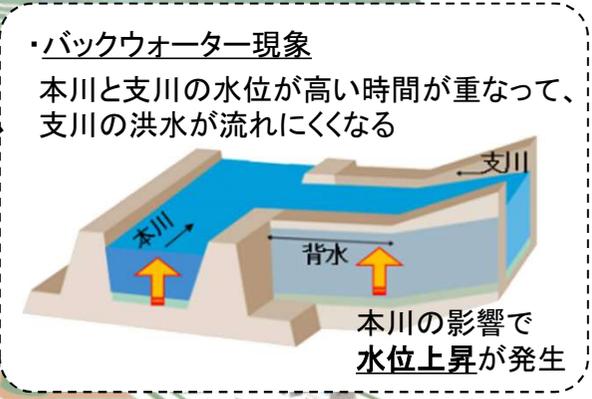
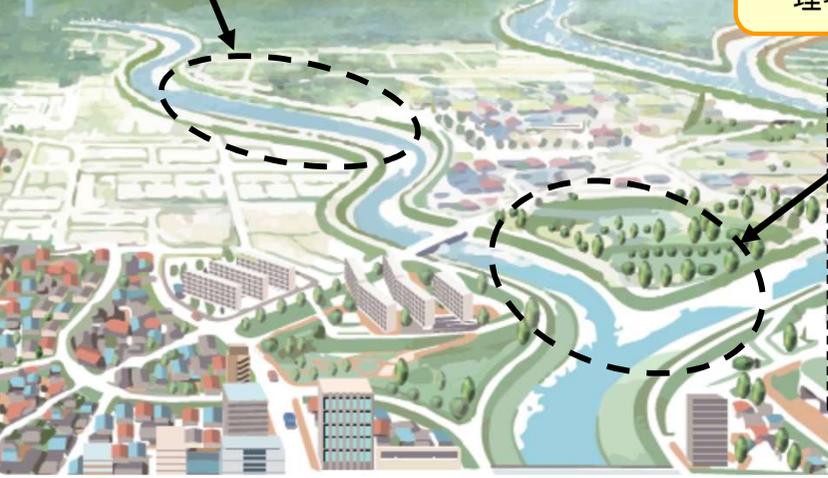
- 避難路、避難場所の安全対策の強化
- 応急的な退避場所の確保



住民主体のソフト対策

住民が主体的な行動を取れるよう、個人の防災計画の作成や、認識しやすい防災情報の発信方法の充実

- 地区単位で個人の避難計画の作成
- メディアの特性を活用した、情報発信の連携
- 大規模氾濫減災協議会等へ、利水ダムの管理者や、公共交通機関等の多様な主体の参画



主な取組内容

○関係機関の連携体制

- 多様な関係機関との連携強化のため、協議会構成員を見直し、組織を再編
- ダム管理者(利水ダム含む)を構成員として参画
 - 国交省所管518/562ダム、利水ダム※363/503ダムで協議会に参画(R1.8)
- 自治体の高齢者福祉部局を構成員として参画※国許可の利水ダム
 - 10/340協議会で参画(R1.9)
 - 自治体内で、防災部局から高齢者福祉部局へ当該協議会に関する情報を共有
 - 340/340協議会で情報共有実施(R1.9)
- メディア連携のための協議会を設置
 - 都道府県単位を基本としたメディア連携協議会を31地区で実施(R2.3)

○円滑かつ迅速な避難のための取組

①情報伝達、避難計画等に関する事項

避難勧告等発令基準の作成促進(タイムライン)

- 2020年度までに、都道府県管理河川沿川の対象となる市町村において、水害対応タイムラインを作成
 - 819/1,180市町村(R2.3:約7割)
 - ※国管理河川は全730市町村にて作成済み(H29.6)

多機関連携型タイムラインの作成

- 発災時、甚大な被害が想定されるゼロメートル地帯を含むエリアで多機関連携型タイムラインを作成
 - 名古屋駅地区を対象に鉄道事業者も参加し検討開始(H30.12)
 - 令和2年度も引き続き検討を進める

ICT等を活用した洪水情報の提供

- 「住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクト」における33施策を推進
- ・「地域防災コラボチャンネル」:地域密着型というケーブルテレビの特性を活かして、洪水時の切迫した映像情報を提供
 - 社会実験対象のCATV18社のうち14社にて配信開始(R2.1末)
- ・「逃げなきゃコール」:離れて暮らす家族がアプリ通知等を利用して河川情報等をキャッチし、避難を呼びかけるキャンペーン活動
 - 今年度出水期に向けて引き続き周知活動を実施

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

浸水想定区域の早期指定・公表

- ダム下流部において浸水想定図の作成が必要なダムについて浸水想定図を作成
 - 国管理ダム:対象の全ダム(84ダム)で着手済、74/84で作成済(R2.3) 令和元年度末までに実施
 - 都道府県管理ダム:97/153ダムで着手済、48/153で作成済(R2.3) 令和2年度末までに実施

住民一人一人の避難計画・情報マップ作成の促進

- 水害リスクの周知について、専門家による市町村支援の方法をモデル自治体にて検討
 - モデル3市(倉敷市、袋井市、焼津市)で支援方法を検討
- 避難の実効性を高めるマイ・タイムラインの取組を推進
 - 洪水ハザードマップの作成義務がある自治体のうち164/1,347自治体で取組を実施(R2.1速報値)

③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

洪水予測や水位情報の提供の強化

- 国管理河川109水系で、上下流連続的に越水の危険度をわかりやすく表示した水害リスクラインによる水位情報の提供 →国が管理する全109水系で提供(R2.3)
- 危機管理型水位計(洪水時に特化した低コストの水位計)を配置計画に基づいて配備実施
 - 国管理河川:2,945/2,945箇所(R2.3)、設置完了
 - 都道府県管理河川:3,776/5,755箇所(R1.12:約7割)、令和2年度末に完了予定
- 2020年度末までに簡易型河川監視カメラ(洪水時の切迫感を住民に伝えることを目的として設置される、機能を限定した低コストのカメラ)を配備実施
 - 国管理河川:令和元年度末までに約1,600箇所配備予定
 - 都道府県管理河川:令和元年度末までに約2,000箇所配備予定

○減災・防災に関する国の支援

適切な土地利用の促進

- 令和元年6月から全国各地で研修会の場において、不動産関連事業者向けに国や県の河川部局の担当者が水害リスクに関する情報の解説を順次実施
 - R2年度に約100回実施。さらに、令和元年7月に国土交通省から不動産関連業界5団体に「不動産取引時のハザードマップを活用した水害リスクの情報提供について」を依頼。

災害時及び災害復旧に対する支援

- TEC-FORCE等、国による地方公共団体等への支援充実
 - 地方整備局を主体に14,374名の職員を指名(R2.4現在)

令和2年出水期に向けた大規模氾濫減災協議会の対応

- 令和2年出水期を迎えようとしている中、今般の感染症の拡がりを踏まえて、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組をさらに充実・加速する必要がある。
- 多様な関係者が連携して被害を軽減するためハード・ソフト対策を一体的に推進するための「大規模氾濫減災協議会」においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況や、令和元年に発生した洪水等の課題を踏まえて協議等を行うこととしている。

新型コロナウイルス感染症も踏まえた対応

効果的な情報共有

- ・Web会議による開催
- ・必要に応じ動画メッセージ作成



実際のWeb会議開催例 (R2.5.21徳島県吉野川)

※メディア連携協議会等、関連する会議においても同様。

連携体制の構築及び協議会での共有事項

- ・都道府県等の衛生主管部局が発信する感染症の発生状況や感染予防に関する事項を共有、取組の実施
- ・高齢者福祉部局に加え、保健福祉部局との連携強化
- ・関係行政機関から通知される感染症を踏まえた留意点を参考に、取組上の対応の共有、連携体制構築

令和元年の洪水等を踏まえた取組の充実

緊急速報メールによる洪水情報の提供

- ・緊急速報メールの配信の有無、配信対象に関して関係者間で認識の齟齬がないよう、また継続して認識を共有できるよう、情報共有。

大雨特別警報の警報への切替時の洪水予報の発表

- ・国管理河川において、今年度から新たに、大雨特別警報が警報に切り替わるタイミングでも、今後の河川水位上昇の見込みや、最高水位となる時間帯などを指定河川洪水予報として発表することとした旨、協議会構成員において大雨のピーク後に発生する氾濫への注意喚起に活用されるよう周知。

堤防決壊情報の確実な共有

- ・堤防の決壊が確認された段階でその事実が確実に市町村に対して伝達されるよう、情報共有体制の確保。
- ・堤防の決壊を水防団等が発見した場合は速やかに河川管理者とも情報共有されるべきこと水防管理団体に改めて周知。

公共交通事業者の参画及び連携強化

- ・鉄道事業者をはじめ公共交通事業者については、住民の避難行動に資するだけでなく、その運行が水害後の復興にも関係するため、必要に応じ協議会構成員に加えるとともに、情報伝達など水害時の対応の検討について連携強化。

新型コロナウイルス感染症が収束しない中における災害時の避難について（関連通知）

- 各取組に関する感染症への対応については、関係行政機関から対応上の留意点等について通知されているところ。
- 例えば、円滑かつ迅速な避難のための取組に関連する内容として、以下の事務連絡において対応が示されている。

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について（R2.4.1,内防等）

- あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど通常の災害発生時よりも**可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館等の活用も検討**
- 避難者に対して**手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底**し、避難所内については**十分な換気**に努めるとともに、**避難者が十分はスペースを確保できるよう留意**する

「避難の理解向上キャンペーン」の実施等について（R2.4.21,内防等）

- 避難に関する普及啓発活動「**避難の理解力向上キャンペーン**」をあらゆる主体が参画し日本全国で展開。
(例)
 - ・ハザードマップ、避難行動判定フロー、避難情報のポイントの周知
 - ・水害・土砂災害のリスクのある小・中学校における防災教育の支援
 - ・災害時の情報伝達の改善の取組
- ただし、「**三つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）が生じうる場合は延期または中止を検討**」。

避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について（R2.4.7,内防等）

- 親戚や友人の家等への避難の検討**
- 自宅療養者等の避難の検討
- 避難者の健康状態の確認
- 発熱、咳等の症状が出たものための専用スペースの確保**
- 避難者が新型コロナウイルス**感染症を発症した場合**

等

新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について（R2.4.28,内防等）

- 都道府県において**各市町村のニーズを把握し、宿泊団体等と連携して避難所の確保が円滑に進むよう支援**
- 軽症者及び無症状者について**宿泊療養のためのホテル・旅館の確保に支障をきたさないよう、関係部局と連携・調整を図る**
- 厚労省及び観光庁より宿泊団体等に対し**受け入れ可能なホテル・旅館等のリスト作成**を依頼

新型コロナウイルス感染症が収束しない中における災害時の避難について(チラシ)

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、適切な避難行動をとりましょう

新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、
災害時には、**危険な場所にいる人は避難することが原則です。**

知っておくべき5つのポイント

- 避難とは[難]を[避]けること。
安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はありません。
- 避難先は、小中学校・公民館ではありません。**安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。**
- **マスク・消毒液・体温計が不足しています。**
できるだけ**自ら携行**して下さい。
- 市町村が指定する**避難場所、避難所が変更・増設されている可能性があります。**
災害時には**市町村ホームページ等で確認**して下さい。
- 豪雨時の屋外の移動は**車も含め危険**です。
やむをえず**車中泊**をする場合は、**浸水しないよう周囲の状況等を十分確認**して下さい。

内閣府(防災担当)・消防庁

今のうちに、
**自宅が安全かどうかを
確認しましょう!**



ハザードマップ 検索

